



CCSBT-EC/1310/12

Total Allowable Catch and its Allocation **総漁獲可能量と配分量**

Purpose 目的

To provide relevant background information to support the Extended Commission's deliberations on:

拡大委員会における以下にかかる議論をサポートするための関連情報を提供する。

1. The Total Allowable Catch (TAC) for 2014 and 2015-2017;
2014年及び2015-2017年の総漁獲可能量 (TAC)
2. The Research Mortality Allowance for 2014;
2014年の調査死亡枠
3. Allocation of the TAC from 2014; and
2014年からのTACの配分量
4. Definition of the catch to be counted against national allocations.
国別配分に計上されるべき漁獲の定義

(1) Total Allowable Catch (TAC) 総漁獲可能量

CCSBT 18 adopted a “Resolution on the Adoption of a Management Procedure” (see **Attachment A**) and within that resolution, specified the process for setting the TAC for 2014. CCSBT18は、「管理方式の採択に関する決議」（別紙A参照）を採択し、当該決議において、2014年のTACの設定プロセスを明示した。

The Extended Scientific Committee (ESC) has run the Management Procedure (MP), and the MP has recommended a total allowable catch of 14,647.4 tonnes per year for the period from 2015 to 2017 inclusive.

拡大科学委員会（ESC）は管理方式（MP）を走らせ、MPは2015年から2017年の間の各年の総漁獲可能量を14,647.4トンとすることを勧告した。

In accordance with the TAC setting process agreed for 2014, this also means that the TAC for 2014 should be 12,449 tonnes.

2014年のTAC設定にかかる合意されたプロセスに従えば、これは2014年のTACが12,449トンになることを意味する。

(2) Research Mortality Allowance 調査死亡枠

The following requests for Research Mortality Allowance for 2014 were endorsed by the ESC at its meeting in September 2013:

2014年の調査死亡枠にかかる以下の要請が、2013年9月のESC会合によって支持されている。

- 1.0 t for a trolling survey in the 2013/2014 season by Japan to estimate a relative abundance index for age 1 SBT in Western Australia.
西オーストラリアにおけるSBT1歳魚の相対的豊度指数を推定するための、日本による2013/2014年漁期における曳縄調査にかかる1.0トン

- 5.95 t by Australia for the following four projects:
以下の4つのプロジェクトのためのオーストラリアによる5.95トン
 - Electronic tagging and effect of seismic exploration (3.0 t);
電子標識及び地震探査の影響 (3.0トン)
 - Status, distribution and abundance of iconic species and apex predators in the Great Australian Bight (1.25 t);
オーストラリア大湾における象徴種及び頂点捕食者の状態、分布及び豊度 (1.25トン)
 - Health assessment of wild southern bluefin tuna (1.2 t); and
野生のミナミマグロの健康評価 (1.2トン)
 - Post-release survival of southern bluefin tuna from recreational fishing (0.5 t).
遊漁におけるミナミマグロの再放流後の生存 (0.5トン)

The Extended Commission should confirm whether it approves these requests for Research Mortality Allowance.

拡大委員会は、調査死亡枠にかかるこれらの要請を承認するかどうか決定する必要がある。

The 2013 meeting of the ESC recommended to the Extended Commission that an allocation of 10 tonnes per year be made to cover mortality associated with approved research projects. However, no advice was provided by the ESC on whether this allocation should be subtracted from the TAC recommended by the MP or be in addition to the TAC recommended by the MP.

2013年のESC会合は、拡大委員会に対し、承認された調査プロジェクトによる死亡をカバーするために毎年10トン进行配分するよう勧告した。しかしながら、この配分量をMPにより勧告されたTACから差し引くのか、又はMPにより勧告されたTACに上乗せするのに関して、拡大委員会からの助言はなかった。

(3) Allocation of the TAC TACの配分量

The allocations to Members and Cooperating Non-Members for 2014, and 2015 to 2017 must be set in accordance with the CCSBT's "Resolution on Allocation of the Global Total Allowable Catch" (see **Attachment B**).

2014年及び2015-2017年のメンバー及び協力的非加盟国への配分量は、CCSBTの「全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議」に従って決定されなければならない(別紙B参照)。

There are a number of uncertainties that need to be resolved in order to determine the allocations. These uncertainties include:

配分量を決定するため、多数の不確実性が解決される必要がある。こうした不確実性とは以下のようなものである。

- The actual agreed global TAC for 2014 and for 2015 to 2017
2014年及び2015-2017年の実際の全世界の合意TAC

The allocation examples below are based on the assumption that the TAC for 2014 will be 12,449 tonnes and that the TAC of 14,647.4 tonnes recommended from the MP for each year from 2015 to 2017 will be agreed. Furthermore, the recommended TAC for 2015 to 2017 has been rounded to the nearest whole tonne, which in this case is 14,647 tonnes¹.

以下の配分量の例は、2014年のTACが12,449トンになること、及び2015年から2017年の各年のTACがMPから勧告された14,647.4トンになることが合意されたという前提に基づくものである。なお、勧告された2015-2017年のTACは最も近い整数に四捨五入され、この場合は14,647トンである¹。

- How the Research Mortality Allowance (RMA) should be treated with respect to the recommended TAC

勧告されたTACに対して調査死亡枠（RMA）をどう扱うか

The Resolution on Allocation of the Global Total Allowable Catch agreed at CCSBT 18 did not deduct any RMA from the TAC prior to allocating the TAC to Members and CNMs. More recently, the 2013 ESC meeting did not provide any advice on whether the 10 t RMA allocation recommended by the ESC should be deducted from the recommended TAC or not. In the absence of advice or precedent indicating that the RMA allocation should be deducted from the TAC, the Secretariat has not deducted any RMA from the TAC in the examples below.

CCSBT18において合意された「全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議」は、メンバー及び協力的非加盟国に配分されるTACからRMAを事前に差し引くことをしていなかった。直近では、2013年のESC会合は、ESCが勧告したRMA向けの10トンの配分量を勧告TACから差し引くべきかどうかに関する助言を行わなかった。助言の欠如又は慣例は、RMA配分量はTACから控除されるべきであることを示唆しているが、事務局は、以下の例ではTACからRMAをまったく控除しなかった。

- Whether or not the compliance review of Japan referred to in the “Resolution on Allocation ...” provides an outcome that is sufficient to commence the process of returning Japan’s national allocation to its nominal level as described in that Resolution

「配分量に関する決議」に言う日本の遵守のレビューが、日本の国別配分量を、当該決議に記載されているノミナルの水準まで戻していくプロセスを開始するのに十分な成果を示しているかどうか

The allocation examples below assume that the review is acceptable and that the process of returning Japan’s national allocation commences in 2014.

以下の配分量の例は、当該レビューが満足できるものであり、日本の配分量を戻していくプロセスが2014年に開始されることを前提としたものである。

- Whether or not South Africa accedes to the Convention, and if it accedes, the timing of its accession, what its initial allocation will be and what its nominal catch will be

南アフリカが条約に加盟するかどうか。また加盟する場合、加盟のタイミング、初期の配分量及びノミナル漁獲量をどうするか

The examples below provide allocations for two possibilities:

以下の例は2つの可能性を踏まえた配分量を提供している。

¹ TACs and allocations of the TAC have previously been specified in whole tonnes within the CCSBT. Assuming that this practise will continue, it is anticipated that future MP recommended TACs would also be rounded, with any value below 0.5 being rounded down and any value of 0.5 or more being rounded up. CCSBTにおいては、従来、TAC及びTACの配分量は整数トンとして明示されてきた。この慣習を継続すると仮定すると、将来のMPによるTAC勧告についても、0.5未満の数値は下、0.5以上の数値は上に四捨五入することになるであろう。

A. South Africa accedes in time to gain an increase in its allocation for 2014. The examples for this have been produced assuming that South Africa's Nominal Catch and its allocation for 2014 will both be 150 t; and
南アフリカが、2014年の配分量の増加分を得られる期限までに加盟する。これにかかる例は、南アフリカのノミナル漁獲量と2014年の配分量がともに150トンと仮定して作成されている。

B. South Africa does not accede and therefore retains its current allocation.
南アフリカが加盟せず、現行の配分量のままとなる。

- Whether there are any special requests for allocations and how such requests are treated
配分量に関する何らかの特別な要請があるかどうか、そしてそうした要請をどのように扱うのか

For example, Indonesia has requested a re-assessment of its allocation with consideration being sought for an additional allocation of up to 300 t specifically for its artisanal fishery (see CCSBT-CC/1310/18). Due to the high degree of uncertainty involved in relation to such requests, no example figures have been provided.

例えば、インドネシアは、特にその沿岸零細漁業のために300トンの追加配分を求め、配分量の再評価について議論するよう要請している（CCSBT-CC/1310/18を参照されたい）。こうした要請には高度の不確実性を伴うため、これらにかかる数字の例は示していない。

Example allocations for 2014 and 2015-2017 are provided in Tables 1 and 2 respectively. 2014年及び2015-2017年の配分量の例は、それぞれ表1及び2のとおりである。

Table 1: Example allocations for 2014 calculated on the basis of the Resolution on Allocation of the Global Total Allowable Catch and the above assumptions.

表1：全世界の総漁獲量の配分に関する決議及び上記の前提に基づき算定した2014年の配分例

	(A) South Africa accedes and receives an allocation of 150t in 2014 南アフリカが加盟し、2014年に150トンを配分	(B) South Africa does not accede and does not receive an increased allocation ² 南アフリカが加盟せず、配分量の増加なし ²
日本	3,361	3,403
オーストラリア	5,151	5,193
ニュージーランド	910	918
韓国	1,036	1,045
台湾	1,036	1,045
インドネシア	750	750
南アフリカ	150	40
フィリピン	45	45
欧州連合	10	10

It is important to note that the 2014 allocations in column A of Table 1 are different from those shown in paragraph 10 of the "Resolution on the Allocation of the Global Total Allowable Catch". The difference is because of the 40 t that Members gained in 2013 when South Africa did not accede in time to gain an increase in its allocation. South Africa's non-

² These figures apportion the additional 110 t (from South Africa) to Members according to their nominal catch percentage levels in accordance with the Resolution on Allocation of the Global Total Allowable Catch. メンバーへの（南アフリカからの）110トンの追加配分にかかる割合は、全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議に基づくノミナル漁獲量の割合の水準に従っている。

accession raised the total 2013 allocation of Members from 10,814 t to 10,854 t, which in turn reduces the increase in Members' allocations from 2013 to 2014. The total increase in the allocation for Members between 2013 and 2014 is now only 1,390 t whereas it was previously 1,430 t. The 10 percent positive adjustment that Japan conditionally receives in 2014 is an adjustment on Japan's share of the increase in TAC. Consequently, now that the available increase is less, the 10 percent positive adjustment to Japan is also less than before. Under the current scenario, Japan receives 3,361 t (instead of 3,366 t), Australia receives 5,151 t (instead of 5,147 t) and New Zealand receives 910 t (instead of 909 t)³. All other Members' allocations are unchanged.

表1のA列における2014年の配分量は、「全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議」パラグラフ10に示されたものとは異なっていることに留意することが重要である。この相違は、南アフリカが、2013年の配分の増加を得られる期限までに加盟しなかったことにより2013年にメンバーが得た40トンによるものである。南アフリカが加盟しなかったことにより、2013年のメンバー向けの総配分量は10,814トンから10,854トンに増加したが、これは逆に、2013年から2014年にかけてのメンバー向け配分量の増加分を減少させることとなる。2013年から2014年の間のメンバー向け配分量の総増加量は、従前は1,430トンだったものが、現在は1,390トンのみとなっている。2014年に日本が条件付きで受け取る10%の増加調整は、TACにおける日本のシェアを増加させる調整である。増加量そのものが減少した結果として、日本の10%の増加調整分も従前より減少することとなる。現在のシナリオでは、日本は(3,366トンに代わって)3,361トン、オーストラリアは(5,147トンに代わって)5,151トン、及びニュージーランドは(909トンに代わって)910トンとなる³。その他のメンバーの配分量に変更はない。

Table 2: Example annual allocations for 2015-2017 calculated on the basis of the Resolution on Allocation of the Global Total Allowable Catch and the above assumptions (including a total allocation of 14,647 t).

表2：全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議及び上記の前提（総漁獲可能量を14,647トンとする）に基づき算定した2015-2017年の年次配分量の例

	(A) South Africa accedes and receives a nominal catch of 150t. A 150t allocation is granted for 2014. 南アフリカが加盟し、ノミナル漁獲量は150トン。2014年の配分量は150トン	(B) South Africa does not accede and does not receive an increased allocation ⁴ 南アフリカが加盟せず、配分量の増加なし ⁴
日本	4,747	4,857
オーストラリア	5,665	5,665
ニュージーランド	1,000	1,000
韓国	1,140	1,140
台湾	1,140	1,140
インドネシア	750	750

³ The reason that New Zealand received a slight increase while Korea and Taiwan did not is due to rounding. New Zealand's previous 909t was actually 909.4t so it only required a 0.1 t increase to move it to a rounded value of 910 t. On the other hand, Korea's and Taiwan's previous allocations were 1035.5 t and therefore required a larger (1.0 t) increase to move them above a rounded value of 1036 t. ニュージーランドが微増する一方で韓国及び台湾が変わらなかったのは、四捨五入のためである。ニュージーランドの従前の909トンは実際には909.4トンであったため、四捨五入により910トンになるために必要な増加分はわずか0.1トンであった。一方、韓国及び台湾の従前の配分量は1035.5トンであり、四捨五入により1,036トンに上がるためにはより多く(1.0トン)の増加分が必要であった。

⁴ These figures apportion the additional 110 t (from South Africa) to Japan because all other Members have reached their nominal allocation. 日本以外のメンバーはすべてノミナルの配分量に達するため、(南アフリカからの)110トンの追加配分は日本向けとなる。

南アフリカ	150	40
Philippines	45	45
European Union	10	10

Depending on the catch versus allocation reported in National Reports by Members/CNMs and the outcome of the Eighth Meeting of the Compliance Committee meeting, the Extended Commission may wish to consider voluntary adjustments to some allocations in accordance with section 3.1 of CCSBT's Corrective Actions Policy (Compliance Policy Guideline 3).

The Corrective Actions Policy is provided at **Attachment C**.

メンバー/CNM からの国別報告書及び第 8 回遵守委員会会合の成果において報告された配分量に対する漁獲量によっては、拡大委員会は、CCSBT の是正措置に関する政策（遵守政策ガイドライン 3）のセクション 3 に従い、いくつかの配分量の自発的な調整を望む可能性がある。是正措置に関する政策は別紙 C のとおりである。

(4) Definition of the catch to be counted against national allocations

国別配分に計上されるべき漁獲の定義

The Seventh meeting of the Compliance Committee advised the Extended Commission that there is a need to develop a common definition for the SBT “catch” to be counted against national allocations and that in the interim, the revised Compliance Policy on “Minimum performance requirements (MPRs) to meet CCSBT Obligations” required Members to define their Attributable SBT Catch⁵ for inclusion in the policy and to comply with this.

第 7 回遵守委員会会合は、拡大委員会に対し、国別配分に計上されるべき SBT の「漁獲」の共通の定義を定める必要があること、そして、それまでの間、「CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件」（MPRs）における政策の修正版は、メンバーに対し、自身の「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量⁵」の定義を定めて同政策に記載し、これを遵守するよう要請していることに留意すべきであると助言した。

The Attributable SBT Catch definitions provided by Members and CNMs are listed in Table 3 below. There are substantial differences between some of these definitions and the CCSBT should consider how it wishes to proceed in relation to these definitions (e.g. progress towards a common definition, or seek to “tighten” current definitions etc.).

メンバー及び CNM から提出された国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の定義は、以下の表 3 のとおりである。いくつかの定義の間には相当の差違があり、CCSBT は、これらの定義に関してどのように進めていきたいかを検討する必要がある（例えば、共通の定義に向けて進む、又は現行の定義を「厳しくする」ことを求める、など）。

⁵ The Attributable SBT Catch is that part of a Member's SBT fishing mortality that is counted against the Member's allocation of the SBT Total Allowable Catch. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量は、SBT 総漁獲可能量のメンバーへの配分量に対して計上されるメンバーの SBT 漁獲による死亡の一部である。

Table 3: Members' and CNMs' definitions of Attributable SBT Catch

表 3：メンバー及び CNM の国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の定義

Member / CNM メンバー/CNM	Member / CNM's definition of its Attributable SBT Catch メンバー/CNM の国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の定義
日本	The amount of SBT put into fish hold of the vessel 当該漁船の魚倉に搬入した SBT の量
オーストラリア	All commercial catch, except catch that is released in a live and vigorous state 全ての商業漁獲。ただし、生きたまま又は活きの良い状態で放流されたものを除く
ニュージーランド	Within its national allocation New Zealand allows for recreational and customary catch, other sources of fishing mortality and sets a total allowable commercial catch limit 同国向けの国別配分内において、同国は、遊漁・伝統的漁獲及びその他の漁獲死亡を認めており、商業漁獲に関する総漁獲可能量の上限值を定めている
韓国	Commercial landing of SBT 商業的に水揚げした SBT
台湾	Retained commercial catch 保持した商業漁獲
インドネシア	The amount of commercial catch/landing of tagged SBT within its national allocation 同国向けの国別配分のうち、商業的に漁獲/陸揚げされ標識装着された SBT
南アフリカ	Any SBT catch that is landed, independently verified by the Department, and counted against the individual right holding company in the tuna and swordfish longline sectors. This does not include SBT that has been released alive, discarded, depredated or confiscated 水揚げされ、省によって独立的に確認され、マグロ及びメカジキはえ縄漁業部門において個別の権利を有する会社に計上された全ての SBT 漁獲。これには、生きたまま放流されたもの、投棄されたもの、略奪されたもの及び押収されたものは含まれない。
フィリピン	The entire catch of SBT including any discards (alive or dead) counted is against its allocation すべての投棄（生死に関わらず）を含むすべての SBT 漁獲が配分量に対して計上される
欧州連合	Catches landed by commercial vessels 商業船舶により陸揚げされた漁獲

管理方式の採択に関する決議

(2011 年 10 月 10-13 日 第 18 回年次会合において採択)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

最善の科学的助言に基づくみなみまぐろの保存及び最適利用を確保する必要性に駆られ、

現在の資源状況、及び特に産卵親魚資源量が初期資源量の 3% ないし 7% の状態にあると助言する拡大科学委員会による最新の資源評価を考慮し、

2035 年までに、産卵親魚資源を初期資源の 20% とする暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントまで回復させることを決意し、

2011 年 7 月の拡大科学委員会会合において同委員会が開発した統合的な管理方式を考慮し、

2009 年の拡大委員会年次会合において同委員会が採択したみなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議を想起し、

2011 年の拡大委員会年次会合において同委員会が採択した全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議に加え、

自国の漁獲レベルが国別配分に従うことを確保するための、及び拡大委員会によって採択された同決議を履行するための必要な手段を実施する各メンバー及び協力的非加盟国の義務を認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3 (a) に基づき、次のとおり決定する。

1. 拡大委員会は、2011 年拡大科学委員会年次会合において同委員会が開発した管理方式 (MP) (バリ方式) を第 15 回拡大科学委員会報告書別紙 10 において記載されるメタルール・プロセスとともに採択する。
2. SBT の産卵親魚資源量を暫定的な再建目標まで確実に増加させるべく、MP は全世界の総漁獲可能量 (TAC) を設定するための指針として利用されるものとする。
3. 拡大委員会は、別途管理方式に組み込まれていない情報に基づき拡大委員会が別の決定を行わない限り、MP の結果に基づき TAC を設定するものとする。
4. MP は、2012 年以降の TAC 設定の指針として利用されるものとする。

5. MP は、2012 年から 2014 年までの TAC を勧告する（すなわち、ラグはない）が、その後は、MP による TAC の算出と当該 TAC の実施の間に 1 年間のラグを設ける（すなわち、2015 年から 2017 年までの TAC は、2013 年に算出される）。
6. MP のパラメーターは、次のとおりとする。
 - (i) 2035 年までに、初期産卵親魚資源量の 20% とする暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントまで資源を回復させる。
 - (ii) MP は、暫定的な再建目標の達成確率が 70% となるようチューニングされる。
 - (iii) 最小増加又は減少 TAC 変更幅を 100 トンとする。
 - (iv) 最大増加又は減少 TAC 変更幅を 3000 トンとする。
 - (v) TAC は、第 7 パラグラフを適用することを条件として、3 年間を対象として設定される。
 - (vi) 各 3 年間における TAC の国別配分量は、全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議¹に基づき、振り分けられる。
7. 最初の 3 年間の TAC 設定期間（2012 年から 2014 年まで）に関しては、次のとおりとする。
 - (i) 2012 年の TAC は、10,449 トンとする。これは、2010 年－2011 年の TAC である 9,449 トンから 1000 トンの増加である。
 - (ii) 2013 年の TAC は、10,949 トンとする。これは、2010 年－2011 年の TAC である 9,449 トンから 1500 トンの増加である。
 - (iii) 2014 年の TAC は、遵守委員会による評価に基づき拡大委員会が別の決定を行わない限り、12,449 トン又は 2013 年に実施する資源評価に基づく 2015 年から 2017 年までを対象とした MP 計算結果（どちらか少ない方）となる。かかる増加は、2010 年－2011 年の TAC である 9,449 トンに基づくものとする。

¹ 2011 年の拡大委員会年次会合において採択。

全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議

(2011年10月10-13日 第18回年次会合において採択)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

最善の科学的助言に基づくみなみまぐろの保存及び最適利用を確保する必要性に駆られ、

第16回拡大委員会年次会合における名目漁獲量水準に関する合意及び同会合において採択されたみなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議を想起し、

2006年の拡大委員会年次会合において同委員会が採択した決定を想起し、

2011年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議に加え、

管理方式は、2012年以降の総漁獲可能量の設定の基礎となることに留意し、

総漁獲可能量をメンバー及び協力的非加盟国に配分するための透明性がありかつ一貫したプロセスは、メンバー及び協力的非加盟国、特にそれらの水産業界に対して確実性を与えかつ国別配分の管理を容易にするものであることから、その必要性を考慮し、

2011年の拡大委員会特別会合において同委員会が、管理方式に基づき全世界の総漁獲可能量が増加される際にその増加分の配分に適用される原則に合意したことを想起し、

同会合において合意された原則の一つが、日本のTAC国別配分量を名目比率に戻すためのプロセスを策定することであることに留意し、

みなみまぐろの保存のための条約第8条3(a)に基づき、次のとおり決定する。

1. 管理方式(MP)¹に基づき設定される総漁獲可能量(TAC)は、この決議に従いメンバー及び協力的非加盟国に配分されるものとする。
2. この決議は、全てのメンバーの配分量が、それぞれの名目漁獲量の水準に戻るまで適用されるものとし、MPに基づく最初の3年間のTAC設定期間(すなわち、2012年から2014年まで)から適用する。

¹2011年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議に基づき合意された管理方式。

3. この決議において別に定めがある場合を除き、TAC は、メンバー及び協力的非加盟国に対して、以下のとおり配分されるものとする。
4. いかなる TAC の増加も、それがメンバーに振り分けられる前に、第 10 パラグラフにおいて規定される総絶対量が協力的非加盟国に配分され、かつ、オーストラリアとニュージーランドが実施した自主的削減量（それぞれ 255 トン及び 45 トン）が、2012 年の TAC 期間以降、回復される。
5. TAC の変更がない場合には、各メンバーの配分量は変更されない。
6. TAC の増加があった場合には、2009 年に合意され、かつこの決議の付属書において規定される名目比率の水準に基づき、かかる増加量がメンバー間で配分される。名目漁獲量の水準に到達したメンバーに関しては、他の全てのメンバーがそれぞれの名目漁獲量の水準に達するまで、当該水準が維持されるものとする。
7. TAC の減少があった場合には、各メンバーの配分量は、それぞれの名目比率の水準に整合的な形で削減される。
8. 協力的非加盟国に対しては、協力的非加盟国の地位に関する年次レビューに応じて、定量の TAC が与えられるものとする。
9. 新規メンバー及び協力的非加盟国の参加に伴い、TAC の配分量は変更され得る。新規メンバー又は協力的非加盟国の参加に伴い、名目漁獲量の水準が変更されることはないが、名目比率の水準は変更され得る。

10. 2012年、2013年及び2014年におけるメンバー及び協力的非加盟国へのTAC配分量は、以下のとおりとする。

	2012年	2013年	2014年
TAC	10,449 t	10,949 t	12,449 t ²
メンバー			
日本	2,519t	2,689t	3,366t ³
オーストラリア	4,528t	4,698t	5,147t
ニュージーランド	800t	830t	909t
大韓民国	911t	945t	1036t
漁業主体台湾	911t	945t	1036t
インドネシア	685t	707t	750t
協力的非加盟国			
フィリピン	45t	45t	45t
南アフリカ ⁴	40t	80t	150t
欧州連合	10t	10t	10t

² 2011年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議第7パラグラフ (iii) における合意のとおり、2014年のTACは、遵守委員会による評価に基づき拡大委員会が別の決定を行わない限り、12,449トン又は2013年に実施する資源評価に基づく2015年から2017年までを対象としたMPの結果（どちらか少ない方）となる。

³ 2011年の拡大委員会特別会合において、同委員会は、日本のTAC国別配分量を名目比率に戻すためのプロセスを策定することに合意している。日本の名目漁獲量の水準への回復を開始するべく、TACが12,449トンに増加すること及びCCSBT20（2013年）の遵守レビューを条件として、日本は、2014年の同国向けの国別配分量に関して、増加量のうちの10%分の割増を受けるものとする。

⁴ 2013年及び2014年における南アフリカの配分量の増加は、同国のみなみまぐろの保存のための条約への加盟を条件とする。南アフリカが同条約に加盟しなかった場合には、全ての増加分が名目漁獲量比率の水準に基づきメンバーに振り分けられる。

付属書

メンバーの名目漁獲量及び比率の水準

メンバー	名目漁獲量の水準 (トン)	名目比率の水準
日本	5,665	36.9%
オーストラリア	5,665	36.9%
大韓民国	1,140	7.4%
漁業主体台湾	1,140	7.4%
ニュージーランド	1,000	6.5%
インドネシア	750	4.9%

是正措置に関する政策 遵守政策ガイドライン³

1. はじめに

この遵守政策は、CCSBT 戦略計画の戦略 9.1(ii)¹を実施するための方向性や指針を提供するものである。

公平で、透明性が高く、及び差別のない罰則手続き（例：過剰漁獲分の返済、枠の削減）並びに遵守を促進するためのインセンティブを定める。

この政策において、全ての委員会には拡大委員会も含まれ、メンバーには拡大委員会の協力的非加盟国（CNM）が含まれる。

2. 政策の目的

この政策の目的は、委員会の安定性及び求心力を維持する方法で、全てのメンバーに CCSBT の義務を遵守させることである。したがって、同政策は、メンバーによる非遵守の兆候があった際に、これに対応する枠組みを規定している。初期の対応は、メンバーが CCSBT の義務を効果的に遵守する能力を有するのを支援することに焦点を合わせている。

3. 是正措置に関するガイドライン

メンバーの義務に対する非遵守は、以下に掲げる 3 つの主要な要因によって発生し得る。

- 行政上の過失（義務を裏付ける効果的な制度及びプロセスの不完全な履行等）
- メンバーの管轄下における漁業者、蓄養業者、加工業者、輸出業者又は輸入業者の非遵守に対して、当該メンバーが対応策を講じないこと
- 義務の実施を免れるためのメンバーによる意図的な行為

非遵守の証拠があった場合において、是正措置の勧告を決定するに当たって、以下に掲げるガイドラインが適用される。

1. メンバーの漁獲量が、当該メンバーの単一年又は複数年の国別配分の制限量を超過した分については、第一に、委員会が決定した期間にお

¹これは、遵守計画案における「9.2 是正措置及び改善」に該当する。

いて1:1の割合で返済されなければならない。特別な加重要件が存在する場合には、より高い比率の漁獲枠の返済を決定することができる。

2. 行政上の過失は、第一に、特定の期間内に行政的な欠陥を修正するための合意された計画を通じて対処されなければならない。
3. メンバーのうち発展途上国において発生した行政上の過失に対する是正措置に関しては、キャパシティ・ビルディング計画に焦点を合わせなければならない。ただし、これは実際に不備の是正を対象とするものに限る。
4. 是正措置は、適切な加重要素、すなわち、他のメンバーが被る被害、正当な理由に基づかない継続的な非遵守（複数年にわたる制度的な過小報告又は過剰漁獲を含む）、CCSBTの義務を免れようとした意思についての証拠等を考慮しなければならない。

4. 意思決定プロセス

遵守委員会

遵守委員会は、潜在的な非遵守及び全ての必要な是正措置を検討するに当たり、以下に掲げる事項を実施することができる。

- 非遵守に関する初期的な兆候の評価
- メンバーに対する調査及び報告の要請
- 必要に応じた（例えば、メンバーが支援を必要としている場合や、委員会が当該メンバーによる調査に不服がある場合）独立調査の勧告。かかる調査には、監査又は市場レビューが含まれ得る
- 受領した報告書に基づく非遵守の証拠のレビュー
- メンバーが提案している改善措置の検討
- 委員会への報告書の作成。かかる報告書には、調査結果、当該メンバーとの間で合意された全ての改善措置、並びにこの政策ガイドラインに基づく全ての追加的な是正措置の勧告案が記載される

メンバーには、CCSBT上の義務の遵守を改善するための是正措置又は改善措置を提案する機会が与えられる。メンバーは、行動方針案の作成に向けて遵守委員会の支援を要請する。

遵守委員会は、当該メンバーからの提案を検討した後、その提案に合意するか、さもなければ、委員会によって検討されるべき是正措置を勧告することができる。遵守委員会から委員会への報告書には、多数及び少数意見を含めることができる。

委員会

委員会は、以下に掲げる事項を実施する。

- i) 遵守委員会報告書の検討
- ii) 結果（是正措置）に関する当該メンバーとの協議

5. 是正措置のリスト

遵守委員会が勧告する是正措置には、具体的な状況及び非遵守の程度に応じて、以下に掲げるものを含めることができる。

1. 遵守支援/キャパシティ・ビルディング計画

- 技能訓練—例えば、オブザーバー、コンプライアンス・オフィサー又は確認者を対象とするもの
- 制度の構築—例えば、運用制度及び手続きの策定又は改善のための技術的又は財政的支援
- 分析支援—例えば、漁獲から市場までの SBT の流通の監視について改善するため
- 機材の購入—例えば、VMS、データの記録及び漁船からのデータ送信

2. 漁獲枠の返済

3. 国別漁獲配分の削減

4. 監視要件の強化

- オブザーバーの配置
- 検査に関する要件の増加
- VMS の報告頻度の増加
- 転載又は水揚げに関する規制

5. 公表

6. 国際法と整合的な貿易又は市場規制

6. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none">● 政策の承認● 遵守委員会からの勧告の検討● 調査の開始● 是正措置の決定
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none">● メンバーの遵守状況の監視● 非遵守の証拠の評価、メンバーからの意見の検討● 是正措置についてのメンバーからの提案を検討● 必要に応じた以下の勧告<ul style="list-style-type: none">○ 独立調査○ 漁獲枠返済の期限○ 1:1 より大きい比率の漁獲枠返済○ 是正措置● 政策のレビュー及び改正勧告
事務局	<ul style="list-style-type: none">● ウェブサイトに政策及び報告書を掲載
メンバー	<ul style="list-style-type: none">● 非遵守の証拠の調査● メンバーが実施した調査又は独立調査から得られた非遵守の証拠に対処

7. 政策のレビュー

この政策は、合意の日から 3 年ごとにレビューするものとする。委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求め理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。

8. 承認

この政策は、委員会によって承認された。

委員会議長

日付:

レビューの日付: _____ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)